

和歌山県上富田町

1. 事業内容

担当課等	総務政策課まちづくりグループ TEL : 0739-47-0550 (内線 274) FAX : 0739-47-4005
助成事業名	・知的創造活動促進条例

2. 助成事業の内容

助成対象者	・町内に住所を有する個人・組織・団体で、町税を完納している者
助成内容	・特許権、実用新案権、意匠権、商標登録権、育成者権（農産物、水産物等の生産のため栽培される植物の新品種登録）
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	※ 特許権（従来技術に比べて新規性・進歩性のある発明） 【出願手数料】 15,000 円 【審査請求手数料】 基本料 168,600 円 + 4,000 円 【合計】 187,600 円 ※ 実用新案権（物の形や構造、組み合わせを工夫した考案） 【出願手数料】 14,000 円 ※ 意匠権（物の外観としてのデザイン） 【出願手数料】 16,000 円 ※ 商標登録（自己の商品やサービスについて使用するマーク） 【出願手数料】 基本料 6,000 円 + 15,000 円 【合計】 21,000 円 ※ 育成者権（農産物、水産物等の生産のため栽培される植物の新品種登録） 【出願料】 47,200 円
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・随時募集
審査（選考）方法	・書類審査
申請に係わる必要書類等	・奨励金交付申請書に以下の書類を添付 (1)出願、審査請求を実施したことが確認できるもの (2)組織・団体については、構成員の知的創造活動に対し奨励措置を設けていることが確認できるもの (3)その他町長が必要と認める書類
支払い方法等	・振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 2008年：1件、21,000円 ・ 2009年：0件 ・ 2010年：1件、14,000円
応募件数	・ 2008年：1件 ・ 2009年：0件 ・ 2010年：1件
事業予算規模	・ 30万円（予算額に不足を生じ、当該年度において奨励金の交付が困難な場合は、翌年度において交付の決定を行う）
パンフ等の有無	・ 特になし

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・特になし
----------	-------

6. 平成 23 年度の計画・予定等

計画・予定等	・変更なし
--------	-------